

議案第10号

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（平成20年清水町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第6号までを次のように改める。

- (1) 安全・安心に暮らしつづけるまち事業
- (2) 健やかで笑顔あふれるまち事業
- (3) 学びから生きる力を育むまち事業
- (4) 地域資源と産業を活かし挑戦するまち事業
- (5) 快適で安らぎを感じられる住みよいまち事業
- (6) 多様なつながりで協働するまち事業

第2条第1項第7号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。